

令和8年度茨城県中小企業等海外展開支援事業募集要項

1 事業目的

茨城県中小企業等海外展開支援事業（以下「海外出願支援事業」という。）は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）が、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする茨城県内中小企業者の外国出願を支援し、国際競争力の向上、経営基盤の強化、海外市場への新たな参入及び事業展開を促進することを目的としています。

2 事業概要

茨城県内中小企業者が、既に国内に出願している産業財産権（特許、実用新案、意匠及び商標）を基に行う外国出願に要する経費の一部を助成します。

3 応募資格

次の条件に全て適合する企業が対象になります。

(1) 茨城県内に主たる事業所を有すること。

(2) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者（法人格を有しない個人で事業を営んでいる方（個人事業主）を含む）又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO 法人とします。

中小企業者の定義（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

業 種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小売業	5千万円以下又は50人以下

※上記の中小企業の場合であっても、次に該当する「みなし大企業」については、助成の対象外となります。

①大企業（※）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。

②大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。

③役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。

④資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

⑤間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

（※）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

- (3) 外国を含め特許等を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- (4) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - ① 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者
 - ② 助成を希望する商標登録出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、抜け駆け出願対策として当該権利の活用を計画している中小企業者
- (6) 外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願がともに申請者である中小企業者等の名義であること。
- (7) 国及び機関が行う事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者であること。
- (8) 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同法第2条第2号及び第6号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。
- (10) 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

4 対象となる出願

特許、実用新案、意匠及び商標（抜け駆け対策商標を含む。以下同じ。）の外国出願が対象です。

なお、同一企業による複数出願案件を対象として申請できます。ただし、特許、実用新案、意匠、商標はそれぞれ1出願（当該出願を複数国へ出願することは可）となります。

- (1) 応募段階において、日本国特許庁へ既に特許出願等（PCT出願を含む。）を行っており、これから外国特許庁へ次のいずれかの方法により完了する見込であることが条件となります。
 - ① パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法。ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。

- ② 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法
- ③ 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
- ④ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、指定締約国に当該外国を含めてWIPO国際事務局に対して直接又は間接に出願する方法（以下「ハーグ出願」という。）
- ⑤ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月28日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（以下「マドプロ出願」という。）

(2) 令和8年12月31日までに外国特許庁への出願が完了するものに限り、(交付決定の段階で、外国出願が終わってしまっている案件は、助成対象外となります。)

具体的には以下のケースが対象となります。

① 特許・実用新案

- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る。

② 意匠

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

③ 商標（抜け駆け対策商標含む。）

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別紙2に定めた出願の範囲に限る。
- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定※を含む）を行う案件。

(※) 事後指定とは、国際登録後に、新たに「領域指定」として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した案件については、事後指定日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。

5 助成対象経費

下記の助成対象経費のうち、採択決定後～令和8年12月31日までの発注・出願に係る費用に限られます。

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料/PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料※日本国移行に係る費用は除く） ・WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
現地代理人費用 国内代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記外国出願に係る国内代理人費用 ・同現地代理人費用 ・振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳に要する費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること。）

※助成対象外経費

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・先行技術調査に係る費用 ・本補助金の申請書作成に係る代理人費用 ・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きに係る経費・審査請求料・登録料・維持年金など） ・PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） ・日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用）
-------	---

6 助成対象となる期間

補助金交付決定の日から当事業で定める外国出願の期日までに要した経費が対象となります。交付決定日以前に要した経費は助成対象となりません。

※外国出願の完了期日 令和8年12月31日

7 補助率及び上限額

補助率は2分の1以内で、1企業及び1出願ごとの上限額は次のとおりです。

(1) 1企業に対する補助金の総額 300万円

(2) 1出願に対する補助金の上限

- ① 特許出願 150万円
- ② 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 60万円
- ③ 抜け駆け対策商標 30万円

※補助金額は、審査委員会での審査結果等により申請額を減額して補助額を決定することがあります。

※1企業当たりの補助金上限額300万円以内において、同一企業による複数の外国出願を対象とすることができます。

※共同出願の場合は、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象となります。

8 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年5月21日(木)から令和8年6月30日(火)まで 17時必着

(2) 提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階

(3) 提出方法

次の(4)提出書類を、上記提出先へ郵送等により提出してください。

なお、経済産業省が運営する補助金の電子システム「jGrants」では、電子申請の受付だけ可能です。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

本補助金の申請書類には、機密内容が含まれますことから、jGrantsでの電子申請受付後、あわせて郵送等により再度必要書類の御提出をお願いします。また、ご利用には「G ビズ ID」が必要です(ID取得まで時間を要するため早めの取得申請をお勧めします)。「G ビズ ID」取得後、“jGrants”にログインし、外国出願補助金を選択し、申請してください。

(4) 提出書類

- ① 令和8年度中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)間接補助金交付申請書
ア 特許、実用新案、意匠及び商標の場合(様式第1-1)

イ 抜け駆け対策商標の場合(様式第1-2)

- ② その他添付書類(別紙1のとおり)

(該当する中小企業者のみ)

- ① 従業員への賃金引上げ計画の表明書(様式第2)

※賃上げ実施企業に対する加点措置を受ける場合のみご提出ください。

- ② ワーク・ライフ・バランスに係る認定書の写し

※ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置を受ける場合のみご提出ください。

9 選考について

(1) 審査

機構が設置する審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、次の

- (2) 審査の基準により選定のうえ決定します。

(2) 審査の基準

- ① 先行技術調査等の結果(※)からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。※別紙1(注4)参照

- ② 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

ア 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者

イ 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している中小企業者

- ③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ④ 賃上げ実施企業に対する加点措置

海外出願支援事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。中小企業者が加点措置を希望する場合は、「提出書類」に加えて、申請者様式第2「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出により受領とします。

海外出願支援事業に採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。ただし、税理士又は公認会計士等の第三者により、同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類の提示があれば、上記書類に代えることもできます。また、賃上げが2.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。また、確認の結果、特段の理由無く基準未達の場合、交付要綱及び実施要領の規程に基づく、交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。

- ⑤ ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置

以下のいずれかに該当するときは、審査上の加点措置を実施しますので、認定書の写しを提出してください。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）

イ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

ウ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）

エ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業所に限る。

オ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユース エール認定）

(3) 審査において適正な評価を受けられるように、以下の点をお勧めします。

① 商標登録出願の先行登録調査については、J-PlatPatに加え、外国での調査結果（国際機関や主な外国出願先における無料データベースによる検索結果）を少なくとも1つ添付してください。

② 今後の事業計画を始めとして、各項目について具体的に、かつ、詳しく記入してください。

※中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」で、外国における無料データベースの種類や使用方法等に対する相談に対応しています。（TEL：029-264-2237）

(4) 選考結果の公表について

交付の決定を受けた場合、補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、機構が

運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

10 その他の注意点

申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

上記を前提として、申請・利用・報告等を行った場合、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなされますことを御留意ください。

11 主な事業スケジュール

令和8年6月30日 募集締切

令和8年7月下旬頃（予定） 審査委員会

令和8年7月下旬頃（予定） 交付決定

令和8年12月31日 外国出願完了

令和9年1月29日 実績報告書の提出期限

（事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月30日までのいずれか早い日）

令和9年3月末まで 補助金額の確定及び交付

12 事業の流れ

- (1) 中小企業者が機構へ申請書を提出
- (2) 機構は審査委員会において審査し、採択企業を決定
- (3) 弁理士等が諸外国へ外国出願を実施
- (4) 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、支払い
- (5) 弁理士等が中小企業者へ外国出願経費を請求
- (6) 中小企業者が弁理士等へ外国出願経費を支払い
- (7) 中小企業者が機構へ実績報告書等の必要書類を提出
- (8) 機構が補助金額を確定
- (9) 中小企業者が機構へ補助金請求書を提出
- (10) 機構が請求書に基づき支払い

【お問合せ先】

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 担当：矢口

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階

TEL：029-224-5412 FAX：029-350-1103

E-mail：global@iis-net.or.jp URL：https://www.iis-net.or.jp/

	添 付 書 類 一 覧
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項

商 工 会 ・ 商 工 会 議 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項
N P O 法 人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第 4 条第 1 項第 2 号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について

同実施要領第 4 条第 1 項第 2 号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願については、日本国内に先行登録のない商標であり、かつ以下の 1. から 5. のいずれかにあてはまる外国出願とする。また 2. から 4. の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、すでに使用している商標又は具体的に使用予定がある商標に限る。

- 1 「基礎となる国内出願」と同一内容で行う外国出願。
- 2 「基礎となる国内出願」と同一内容の指定商品・指定役務であり、商標（標章）を下の範囲内で変更し行う外国出願。
 - ・文字を使用実態に合わせてフォントを変更
 - ・文字を使用実態に合わせて縦書きを横書きにする等の変更
 - ・文字を使用実態に合わせて図案化した商標に変更
 - ・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳
 - ・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳した構成要素を追加
 - ・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更
 - ・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更した構成要素を追加
 - ・図形、記号、結合商標を使用実態に合わせた商標に変更
 - ・使用実態に合わせて商標の色彩を変更
 - ・使用実態に合わせて商標の構成要素の一部を削除
- 3 「基礎となる国内出願」と同一の商標（標章）であり、指定商品・指定役務を以下の範囲内で変更し行う外国出願。
 - ・指定商品・指定役務の一部を削除
 - ・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務を変更
 - ・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務の区分を変更
 - ・類似群コードに基づき指定商品・指定役務を変更
- 4 「基礎となる国内出願」から、商標（標章）及び指定商品・指定役務を前項 2. 3. の範囲内で変更し行う外国出願。
- 5 複数の「基礎となる国内出願」を 1 つにまとめて、1. から 4. の範囲内で行う外国出願。

なお、申請にあたっては、外国へ出願予定の商標について日本国内の先行登録調査の結果等を提出すると共に、2. から 4. の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、当該商標の使用実態又は具体的な使用予定が確認できる書類を提出すること。